

○辰野町滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例

平成11年3月23日

条例第2号

改正 平成12年12月5日条例第40号

平成18年6月21日条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づき、辰野町滞在型農園施設(以下「農園施設」という。)の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 継続的な農業体験と交流活動を通じて、農地の保全と中山間地域の活性化を図るため農園施設を、次のとおり設置する。

| 名称 | 位置 |
|------------|------------------|
| 辰野町滞在型農園施設 | 辰野町大字横川2, 649番地1 |

(指定管理者による管理)

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

(利用の許可)

第4条 農園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、農園施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 農園施設における秩序を乱し、又は風俗を害すると認められるとき。
- (2) 農園施設を汚染し、又は破壊するおそれのあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他利用が不相当と認められたとき。

(利用料)

第6条 農園施設を利用しようとする者は、利用料を納付しなければならない。

2 利用料は、辰野町使用料条例(平成12年辰野町条例第39号)を準用する。

(利用料の減免)

第7条 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料を減免することができる。

(利用料の還付)

第8条 既に納めた利用料は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、農園施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

2 辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和53年辰野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成12年条例第40号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。